

【業務指針】

1. 施設の運営全般に関する業務	
(1) 全体運営計画の策定 受託事業者・団体は、福岡県と十分協議の上、施設全体の運営計画を策定し、適正な人員配置、管理体制をとるものとする。	
(2) 県との連携、事業報告 受託事業者・団体は、県との連携体制を十分に確保する。	
2. 案内・監視に関する業務	
受託事業者・団体は、物産観光展示室の案内や展示内容に関する問合せへの対応、安全な利用を担保するための監視を行う。	
3. 広報	
(1) 受託事業者・団体は、県が県公式ホームページで行う物産観光展示室の基本情報の発信に加え、イベントや企画展示情報等を随時物産観光展示室公式ホームページで発信する。	
(2) その他、県広報媒体をはじめ、可能な限りメディアでのPRを行う。	
4. 展示企画、イベント実施	
(1) 受託事業者・団体は、物産観光をはじめとする本県の魅力を発信するため、積極的に企画展示を行い、またワークショップ等のイベントを実施する。 ・伝統工芸品をはじめとする本県の魅力を、インパクトある展示や体験イベントを通じて発信し、来場者を増やす。	
(2) 受託事業者・団体は、県庁各課及び市町村、団体、企業等が展示スペース等を円滑に利用できるよう、スケジュール管理を行う。 ・県の施策に関連する企画はもとより、積極的に地場企業や生産者等と連携し、外部企画事業も積極的に受け入れる。	
5. カフェ運営業務	
(1) 受託事業者は、来場者の利便性を高め、県産品の魅力を発信するため、カフェと物販コーナーを運営する。 ・来場者にとって魅力ある内容とし、展示室・ラウンジと一体となって魅力発信できるよう、運営を工夫する。	
(2) カフェや物販で扱うメニュー・商品及びその価格は受託事業者・団体が定める。また、福岡県からメニューや販売品の依頼があった場合は、全体の運営に支障が無い範囲で協力する。	
6. 附帯施設	
(1) 各ショーケース・展示コーナーを活用し、設置場所に応じた展示・PRを図る。	

【各コーナーごとの業務基準】

棟	No.	コーナー名称	機能	業務内容	回数
南棟	1	てしごとんねる	伝統工芸品の常設展示 ①経済産業大臣指定伝統的工芸品 ②福岡県知事指定特産民工芸品	展示ケース内のディスプレイ、レイアウト更新、展示品の入替	年1回以上
			触れるハンズオン展示	ハンズオン展示の監視、利用案内、消耗品の補充	随時
	2	博多織展示コーナー	博多織タペストリー常設展示	希望者に対する案内	随時
	3	情報コーナー	県政情報、観光情報PRコーナー	ポスター掲示、パンフレット配架、映像端末の管理	随時
				県政情報コーナー掲示パネルの作り直し (県政情報コーナー掲示パネルの情報更新)	3か年に1回以上 (随時)
4	企画展示コーナー	県産品等の企画展示コーナー	展示ユニットにおけるディスプレイ、レイアウト更新、展示品の入替 (外部企画事業に対する貸出スケジュール管理も行う)	年4回以上入替	
			ショーケースにおけるディスプレイ、レイアウト更新、展示品の入替	随時	
北棟	5	ミーティングスペース	大川インテリアに触れられる打合せスペース	テーブル拭きなど簡易な清掃	随時
	6	親子スペース	子連れでも利用できる休憩スペース	館内閲覧図書、触れるおもちゃの管理、簡易な清掃	随時
	7	ミニステージ	平常時はスツール、イベント時はパネル展示やミニイベントが開催可能なステージ	ミニイベント等の開催(多目的スペースとの連携も可)	年4回以上
				随時入替	随時
	8	多目的ルーム	イベントや会議に利用できる多目的スペース	利用申請の受付、貸出スケジュールの管理、鍵の貸出 ワークショップ等の開催	ワークショップは 月1回程度
9	よかもんカフェ	来場者の利便性を高めるとともに県産品をPRするカフェ	何らかの形で県産品をメニューとして提供。物販の実施。 県が主催するイベントへの協力、ラウンジ全体を活用したイベントの実施	随時	
附帯施設	10	県庁1階ロビーショーケース等	ショーケース3基及び展示什器	展示室と連携した展示等により来庁者の回遊を促進	随時
	11	九州国立博物館ショーケース	集客施設における伝統工芸品のショーケース2基	博物館にふさわしい伝統的工芸品の実物展示	年2回以上入替
	12	福岡空港内展示スペース	空の玄関口における福岡県のショーケース1基	空の玄関口にふさわしい物産観光のPR	年2回以上入替
	13	県庁地下1階食堂展示コーナー	ショーケース1基	11階展示室及び1階ロビーと連携した伝統工芸品等の県産品の展示による来庁者の回遊を促進	年4回以上入替
	14	福岡県アンテナレストランショーケース	ディスプレイ棚2台(各3段)、エントランス棚1台(1段)、物産展示販売スペース展示棚1台(4段) ※サイズにより棚での展示ができないものなどは、壁面やエントランスホールなどレストラン内に展示する	首都圏における本県伝統工芸品の展示	年2回以上入替